

# 社会福祉法人小城市社会福祉協議会 令和 5 年度 事業計画

## I 基本方針

わが国の総人口は 2010 年をピークに減少しており、今後はさらに少子高齢化が加速することが推測され、経済規模の縮小が危惧されています。また昨年より世界的な燃料・資源価格の高騰や円安などにより物価の上昇が止まらず、人々の生活を脅かしています。

このような状況の中、地域住民が抱える課題は 8050 問題や生活困窮者の増加、DV や子ども・高齢者・障がい者などへの虐待、社会的孤立など複雑化・複合化してきています。これらの課題の背景には、住民相互のつながりの希薄化や家族形態の変容等があるとされています。

そこで国においては、「地域共生社会」の実現に向けて、包括的な支援体制の整備や多種多様な関係機関等の参加・協働による支援の仕組みの構築等が推進されています。さらに社会福祉法の改正により、市町村における相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設され、小城市においても行政と社協が取り組みに向けた検討を始めています。

令和 5 年度は、地域住民、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO をはじめ、企業や地元の商店、学校など、地域で生活する全ての人と人が関わり、つながることのできる仕組みづくりを進め、小城市における「地域共生社会」のあり方を検討します。

これまで本会が推進してきた地域づくりの取り組みを発展させ、生活課題を早期に発見し対象を問わず受け止めることのできる相談支援体制や、支え手・受け手を問わない社会参加の場など、地域住民、行政とともに包括的な仕組みづくりに取り組みます。

## II 基本目標（第 4 次小城市地域福祉活動計画より）

### 1 気軽に相談できる環境づくり

福祉に関するわかりやすい情報提供や多様な生活課題に対して分野を問わず連携し、相談できる環境づくりを進めます。

### 2 安心して暮らせる地域づくり

地域での見守りや支え合いの体制の推進と災害時の支援体制を整備し安心して暮らせる地域づくりを進めます。

### 3 みんなで支える地域づくり

福祉の啓発と交流の場の普及や福祉教育・ボランティア活動を推進し、みんなで支える地域づくりを進めます。

### Ⅲ 事業計画

区 分	主 な 事 業 内 容																
<b>1. 法人運営事業</b> 統括 秋野 担当 平石 原 増田 生山 各支所	<p><b>1. 理事会・評議員会の開催</b></p> <p>5月 理事会 ・事業報告及び決算報告            6月 評議員選任解任委員会 ・評議員の選任            6月 定時評議員会 ・事業報告及び決算報告            12月 理事会 ・補正予算            3月 理事会 ・新年度予算及び事業計画の審議他            ※その他、必要に応じて随時開催します。</p> <hr/> <p><b>2. 社協普通会員への加入促進</b>            住民による「福祉のまちづくり」への間接参加、社協の運営、自主事業の実施のために区長会の協力を得て普通会員募集を行います。</p> <hr/> <p><b>3. 社協団体会員・賛助会員の加入促進</b>            各福祉団体及び企業へ本会の趣旨を説明して、賛助会員の加入促進に努めます。</p> <hr/> <p><b>4. 日本赤十字社の事業促進と会費募集</b>            日赤会費募集協力の依頼（区長会へ） 4月</p> <hr/> <p><b>5. 香典返し寄付者への弔慰品(線香セット)寄贈</b></p> <hr/> <p><b>6. 赤い羽根共同募金の推進（10/1～12/31）</b>            共同募金・歳末たすけあい募金への協力依頼            （区長会、民生委員児童委員会、ボランティア団体等）</p> <hr/> <p><b>7. 社協だより（広報誌）の発行(年6回、奇数月)</b></p> <hr/> <p><b>8. ホームページの公開、情報提供</b>            ホームページにより、広い世代に向けて社協だよりや各種事業について情報提供を行います。また、随時更新を行い、最新情報の提供をしていきます。</p>																
<b>2. 地域福祉活動事業</b> 担当 陣内康 生山 各支所	<p><b>1. 高齢者等福祉活動</b></p> <p>①ひとり暮らし高齢者緊急連絡先の調査            ②老人クラブ連合会活動への助成</p> <hr/> <p><b>2. 身障福祉活動</b>            手をつなぐ育成会への助成</p> <hr/> <p><b>3. 児童福祉活動</b></p> <p>①児童遊園地施設整備（新設・補修・撤去費）への助成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>予定件数</th> <th>助成率</th> <th>上限金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新 設</td> <td>1箇所</td> <td>工事費の2/3</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>補 修</td> <td>2箇所</td> <td>〃 1/2</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>撤去費</td> <td>3箇所</td> <td>〃 1/2</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>②新生児への誕生記念品の贈呈            年間約400冊を贈呈予定。（出生届時）            5種類の中から1冊を選んでいただいています。特に仕掛け絵本が好評を得ています。</p>	区 分	予定件数	助成率	上限金額	新 設	1箇所	工事費の2/3	300,000円	補 修	2箇所	〃 1/2	80,000円	撤去費	3箇所	〃 1/2	50,000円
区 分	予定件数	助成率	上限金額														
新 設	1箇所	工事費の2/3	300,000円														
補 修	2箇所	〃 1/2	80,000円														
撤去費	3箇所	〃 1/2	50,000円														

区 分	主 な 事 業 内 容
2. 地域福祉活動事業 担当 陣内康生山	4. 母子・父子福祉活動 母子寡婦福祉連合会への助成
担当 井上松尾	5. ボランティア活動 ①ボランティア相談の推進(登録、斡旋、調整) ②小城市ボランティア連絡協議会への助成・支援 ③小学校・中学校・高校のボランティア活動への助成・支援 ④小城市ボランティア活性化補助事業 新規活動予定のボランティアグループおよび既存のグループを対象として、新規活動に上限4万円を助成します。 (1団体) ⑤ボランティア講座の開催 一般の方やボランティアグループを対象に、地域で高齢者や子どもを見守るボランティアを養成します。 *傾聴ボランティア ステップアップ講習会 人の話に耳を傾け、その方の思いを受け止める傾聴ボランティアの養成やスキルアップを行います。 *災害ボランティアセンター設置訓練 大雨想定災害ボランティアセンター設置訓練を行い、社協職員、関係団体の意識の共有を行います。 ⑥福祉教育の推進 地域共生社会の実現に向け、児童や生徒に対し、地域住民や他団体の方々に協力いただき、プログラムに基づいた「福祉の学び」を提供します。福祉団体、個人、社協の協働で、「福祉とは何か」「共生とは何か」を体験学習、ワーク等を通じて福祉教育の推進に努めます。
担当 井上吉村	6. 小城市支えあいセンター事業 令和4年度(1月末現在)は144名の利用者、65名の協力ボランティアが登録され、買い物代行やゴミ出し、付き添い支援を1649件行っています。 利用者の要望として付き添い支援を希望される方が増えているため、協力できるボランティアを育成します。また、地域に住む高齢者や障がい者の日常生活におけるちょっとした困りごとにも対応できるよう住民相互の助け合い活動を推進します。
担当 原陣内康各支所	7. 福祉育成・援助活動 ①地域自主ふれあいサロンへの助成 地域住民の交流・通いの場として、介護予防・認知症予防や助け合い活動を自主的に行えるように支援します。 (1地区3万円以内として最長5年間助成し、終了した地区に対し1万円以内として助成します。) ②保護司会・遺族会への助成 ③弁護士無料法律相談所の開設(毎月1回、各町回し)

区 分	主 な 事 業 内 容
<b>2. 地域福祉活動事業</b> 担当 原 陣内康 生山 各支所	<p>④小城市民生委員児童委員連絡協議会への協力支援            総会 4月に開催            研修会 9月に開催 「心豊かな子どもを育てる運動合同研修会」            役員会 年5回開催</p> <p>⑤単位民生委員児童委員協議会への協力支援            単位民協ごとに毎月1回の定例会を開催。            民生委員からの気付き情報に対し実態把握調査とつなぎ支援を行います。</p>
担当 陣内康 生山	<p><b>8. 福祉サービス利用援助事業の実施</b>            認知症・精神障がい・知的障がい等で判断能力に不安を持つ方が、福祉サービスを利用しながら、安心して住み慣れた地域で生活が送れるように福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理、書類等預かりを支援します。</p>
<b>3. 福祉資金貸付事業</b> 担当 陣内康 永淵 中島 各支所	<p><b>1. 県社協生活福祉資金の相談受付</b>            貸付相談に対し、ハローワークや福祉事務所と連携して対応します。</p> <p><b>2. 小城市社協福祉資金の貸付・償還（限度額5万円）</b>            貸付の相談に伴う日常生活上の悩み等の相談にも対応します。</p>
<b>4. 市受託事業</b> 担当 陣内祐 古賀和	<p><b>1. 南部(牛津・芦刈)生きがいデイサービス事業（ひまわり）</b>            特定高齢者に対し、積極的な筋力向上や生きがい活動を行い生活機能の低下を防ぎ、要支援・要介護状態になることを予防するとともに高齢者ができる限り自立した生活を営むことができるよう支援します。</p> <p>①元気アップ教室（4月～9月）            健康運動士による「いきいき百歳体操」やストレッチ、簡易な器具を用いて運動器の機能向上を支援します。</p> <p>②フォローアップ教室（10月～3月）            元気アップ教室を終了した人を対象として継続的に「いきいき百歳体操」を行います。</p> <p>③生きがい活動支援            レクリエーション活動や手芸等の趣味活動だけでなく、おやつ作り・園芸活動・野外活動で季節を体感し、楽しみを持っていただけるように支援します。また、地域のボランティアや各団体（婦人会等）へ協力を依頼し、生きがい活動の促進を図ります。</p> <p>④地域住民との交流会            こども園、小・中学校、ボランティアグループとの交流会を行います。</p> <p>⑤高齢者見守りキーホルダー作成の声かけ            地域包括支援センターと連携し、外出時の不安緩和、緊急時の支援として見守りキーホルダー作成の声かけを行います。</p>

区 分	主 な 事 業 内 容
<p><b>4.市受託事業</b></p> <p>担当 陣内祐 古賀和</p>	<p>⑥デイサービス事業の周知 民生委員・児童委員会定例会へ出席しデイサービス事業の周知を行います。 また、ふれあいサロンや老人会等に訪問し、パンフレット等を活用して説明を行い、利用者の増加につなげていきます。特に男性の利用者が極端に少ないため増加に努めます。</p> <p>⑦新型コロナウイルス感染症の拡大により事業が休止された際は、電話で生活状況や体調面について聞き取りを行い必要なときには関係機関と協力し支援を行います。</p> <hr/> <p><b>(新) 2. 小城市軽度（若年性）認知症サロン事業「たいよう」</b> 軽度（若年性）認知症の人の交流・活動の場とし、正しい知識や適切な支援を提供することで、住み慣れた地域で安心して尊厳のある生活を継続でき、家族の介護負担の軽減となるよう支援していきます。</p> <p>① 初期・軽度（若年性）認知症の予防 家族からの相談に応じ、医療・介護・福祉等の情報提供や適切な支援を行います。</p> <p>② 生活機能・運動機能の向上 レクリエーション活動や創作活動を通して他者との交流の場を増やし、日中活動の充実を目指します。また、専門の知識を持った支援者と一緒に体操を行うことで運動機能の向上を図ります。</p> <p>③ 関係機関との連携 地域包括支援センター、介護サービス事業所、地域関係者等と連携を図り、地域に開かれた場になるよう努めます。</p> <p>④ 認知症サロン事業の周知 民生委員児童委員協議会定例会や地域のふれあいサロン、老人会等へ出席し、認知症サロン事業の周知を行います。</p>
<p>担当 内川</p>	<p><b>2. 軽度生活支援事業</b> 在宅で日常生活上の援助を必要とする概ね65才以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に対して、自立した在宅生活の継続を図るためホームヘルパーが訪問し、感染予防を行いながら、掃除や買い物・洗濯・ゴミ出し等の簡易な家事支援や生活上の相談への助言等を行います。</p> <p>① 地域ケア会議への参加 月1回の地域ケア会議への参加により、困難事例の検討や新規利用者の審査等を行い各事業所と連携を取っていきます。</p> <p>② 高齢福祉サービス等の情報提供や利用支援 介護保険サービスや高齢福祉サービス等に対する相談に対し、情報の提供や関係機関への連絡等の支援を行います。 * 地域生活応援業務（見守り活動） 地域包括支援センターと連携し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で福祉サービスを利用されていない方が、安心して生活できるように、地域や民生委員の方と連携して見守りを行います。</p>

区 分	主 な 事 業 内 容
4.市受託事業 担当 橋本	<b>3. 障害者移送サービス事業</b> （福祉有償運送） 利用対象者は、身体・療育・精神の各手帳所持者で要件に該当する方や要介護認定の方で公共交通機関を利用することが困難な方です。感染予防を行いながら安全運転で支援します。
担当 井上 各支所	<b>4. 愛の一声運動推進事業</b> 訪問連絡員による、ひとり暮らし高齢者の見守りや安否確認。 見守り体制の強化のため、民生委員・児童委員と協力し事業を展開していきます。訪問員として必要な知識を学ぶことができる研修会を開催します。（年1回）
担当 野田千 中原 嘉村 秋山	<b>5. ふれあいサロン事業</b> 保健福祉センターや地区公民館等を活用して、高齢者の介護予防・認知症予防・閉じこもり予防につながる交流の場・通いの場作りの支援を行います。 ①相談支援（ニーズ把握・つなぎ支援） 物忘れ等の気がかり情報の実態把握を行い、本人・家族へ相談支援を行います。（長谷川式スケールで早期発見への取り組み） ②市民ボランティアとの連携・発掘 市民ボランティアセンターとの連携や地域ボランティア協力員の発掘を行います。 ③ふれあいサロン交流会の開催 サロン参加者で困りごとや工夫していることなど情報共有することを目的として行います。
担当 船津 山田 木塚 中村真	<b>6. 子育て相互支援事業</b> （ファミリーサポート・センター事業） （子どもの一時預かり、送迎、家事支援） ①軽度の病気・病後児の託児 ②育児サポーター養成講座及び研修会の開催 多様なニーズへの対応ができるように24時間の講習と子育てサロンで半日実習を行います。 ③利用料補助 <b>7. 地域子育て拠点事業</b> ①桜楽館・ひまわりに職員を配置して、地域で気軽に集い子育てのことを気軽に話せる場を増やし、孤独感や不安感に対応できるサロンを開催します。桜楽館は月・水・金曜日、ひまわりは火・木曜日開催。 ②子育ての悩み相談（随時）
担当 平石 原 須川 畠盛	<b>8. 小城保健福祉センター「桜楽館」の管理・経営</b> <b>9. 芦刈保健福祉センター「ひまわり」の管理・経営</b> 電気料金や燃料費の高騰により、厳しい経営状況が続いていますが、利用ニーズの高い子育てサロンや高齢者や障がい者の相談の場として、市民が安全に利用しやすい施設運営に努めます。

区 分	主 な 事 業 内 容
<b>4.市受託事業</b> 担当 陣内康 生山	<b>1 0 . 高 齢 者 生 き が い づ く り 講 座 の 開 催</b> 高齢者の生きがいや社会参加を促進するとともに感染対策を行いながら趣味生かした仲間づくりを目的に開催します。 令和4年度から長く活動していた3つの教室を自主サークル化することができました。新たに高齢者向けスマホ講座を立ち上げます。 ①園芸教室 ②写真教室 ③健康マージャン教室（3会場） ④スマホ教室
担当 土岐 佐々木 大垣内 古賀聖 野中 龍野	<b>1 1 . 小 城 ・ 多 久 障 害 者 相 談 支 援 セ ン タ ー 事 業</b> （小城保健福祉センター「桜楽館」に設置） ①障害者相談支援事業 ・障がいのある方、その保護者、介護者等からの相談に応じ、情報提供やサービスの利用支援、権利擁護等の援助を行います。 ・サービス事業者、医療機関等との連携で地域生活を支援します。 ②地域生活支援拠点事業 ・24時間365日の相談体制を継続します。 ・地域生活支援拠点コーディネーター業務として緊急の事態等に必要サービスのコーディネートや相談等を実施主体である小城市・多久市と共に実施します。 ・緊急時における支援体制構築及び強化に向けた研修会を開催します。 ③障害者虐待防止センター事業 ・虐待の相談、通報及び届出に対応します。 ④指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業 ・障害福祉サービス利用時にサービス等利用計画の作成や各種サービス等の利用状況の検証（モニタリング）、計画の見直しを実施します。 ・サービスの提供に当たっては、十分な感染防止対策を行いながら実施します。
担当 陣内康 永渕 中島	<b>1 2 . 生 活 困 窮 者 自 立 相 談 支 援 事 業</b> 経済的困窮や社会的孤立から脱却することを支援するため、生活困窮者の自立支援に必要な取り組みを行います。 ①相談窓口の設置 小城保健福祉センター「桜楽館」に設置。 ②自立支援計画の策定 プランを作成し本人にそった支援を行います。

区 分	主 な 事 業 内 容
<b>4. 市受託事業</b> 担当 陣内康 永淵 中島	<p>③住居確保給付金の支給            離職等で経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象に、家賃相当額（上限あり）の支給を行い、住宅の確保と就職に向けた支援を行います。</p> <p>④関係機関等の連絡・調整            自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行います。</p> <p>⑤食糧支援事業            事情により一時的に食糧支援が必要となった世帯に対して、食糧の提供を行います。</p>
<b>5. 介護保険事業</b> 担当 卯野木 牧瀬 平野	<p><b>1. 居宅介護支援事業（芦刈保健福祉センター「ひまわり」に設置）</b></p> <p>①運営方針            常に利用者に寄り添い、利用者が住み慣れた環境で自分らしく尊厳のある生活ができるように支援します。</p> <p>②内容            相談援助、ケアプランの作成、サービス調整、定期訪問、モニタリング、更新認定調査、住宅改修支援、介護請求等を行います。</p> <p>③支援方法            主任介護支援専門員2人、介護支援専門員1人 計3人で対応。            要介護1から要介護5までの介護認定者に対し、心身の状態を確認し、利用者・家族の意向を尊重し、課題分析を行い、介護予防・重度化防止を目指し支援を行っていきます。</p> <p>④目標            居宅サービス計画作成 月間利用者70人            ケアマネジャーの資質の向上を図り、支援のスキルアップに努めます。そして、利用者や地域住民の方の困りごとに適時対応できるように佐賀中部広域連合、地域包括支援センター、医療機関、サービス事業者、民生委員・児童委員等とネットワークを強化して、連携を図ります。</p>
<b>6. 中部広域連合受託事業</b> 担当 卯野木 鳥羽 北村昌 前田 北村裕 山口 石丸 中村純 末岡	<p><b>1. 地域包括支援センター（包括的支援事業）</b>            （芦刈保健福祉センター「ひまわり」に設置）            小城市南部地域包括支援センター（愛称：おたっしや本舗小城南）            牛津町・芦刈町の高齢者等を対象</p> <p>① 介護予防ケアマネジメント            介護保険認定者、事業対象者（基本チェックリスト該当者）等への支援を行います。            ・介護予防支援            ・介護予防ケアマネジメント</p>



区 分	主 な 事 業 内 容
<p><b>6. 中部広域 連合受託 事業</b></p> <p>担当            如野木            鳥羽            北村昌            前田            北村裕            山口            石丸            中村純            末岡</p>	<p>②総合相談支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域におけるネットワークの構築</li> <li>・ 実態把握</li> <li>・ 総合相談支援</li> <li>・ 困難事例対応</li> </ul> <p>③権利擁護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利擁護に関する啓発</li> <li>・ 成年後見制度の活用促進</li> <li>・ 高齢者虐待への対応</li> <li>・ 消費者被害の防止</li> </ul> <p>④包括的・継続的ケアマネジメント支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築</li> <li>・ 介護支援専門員に対する支援 (地域ケア会議 年13回開催予定、個別事例検討、出前講座)</li> </ul> <p>⑤生活支援コーディネーター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市と連携しながら、担当圏域における生活支援・介護予防サービス提供体制の整備に向けて取り組みます。</li> <li>・ 生活支援コーディネーターは、生活体制整備事業推進のため市の設置する第1層協議体及び第1層生活支援コーディネーターと一体になって行います。</li> </ul> <p>⑥認知症地域支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症地域支援推進員を中心に、医療機関や介護サービスなどがうけられるよう関係機関と連携しながら状態に応じた適切な支援体制の構築と認知症ケアの向上を行います。</li> <li>・ 認知症推進員は事業推進のため市の認知症政策と一体になって地域における「認知症理解の促進」を行います。(認知症サポーター養成講座の実施等)</li> <li>・ 認知症サポーター等の活動が具体的な支援につながる仕組みづくり。 (チームオレンジコーディネーター配置等)</li> </ul>
<p><b>7. その他</b></p>	<p><b>1. 新型コロナウイルス感染症に向けた対策について</b></p> <p>当協議会で行っている事業について感染対策に十分注意を行い、利用者が安心して参加できるように努めます。</p> <p>①人が集まる事業については、検温や手指消毒などの感染症対策について協力してもらうように努めます。</p> <p>②感染者が拡大したときは、休止も含め行政と協議を行い、まん延防止に努めます。</p>